

**国家税務総局：企業所得税法の若干税収問題の徹底的実施に関する通知**  
**国税函[2010]79号**

各省、自治区、直轄市ならびに計画単列市国家税務局、地方税務局：

《中華人民共和国企業所得税法》（以下、企業所得税法という）ならびに《中華人民共和国企業所得税法实施条例》（以下、《实施条例》という）の関係規定に基づき、ここに企業所得税法の若干税収問題の徹底的実施の過程における問題について、下記の通り通知する。

一、賃料収入確認に関する問題

《实施条例》第十九条の規定に基づき、企業が固定資産、包装物またはその他有形資産の使用権を提供し取得する賃料収入は、取引契約または協議で規定する、借り手が賃料を支払うべき期日を収入の実現と確認することとする。そのうち、取引契約または協議において賃貸期間が年度をまたぎ、かつ賃料が事前一括支払いと規定している場合、《实施条例》第九条が規定する収入と費用の対応原則に基づき、貸し手は上述の確認済みの収入に対し、賃貸期間において、期間を分割し平均して関連年度収入に計上することができる。

貸し手が我が国国内に機構場所を儲けかつ事実に基づき企業所得税申告を採用する非居民企業の場合もまた本条の規定にしたがい執行する。

二、債務再編収入確認に関する問題

企業に債務再編が発生した場合、債務再編契約または協議が発効する時を収入の実現と確認することとする。

三、出資持分譲渡所得確認と計算に関する問題

企業の出資持分譲渡収入は、譲渡協議が発効し、かつ出資持分変更手続きの完成時を、収入の実現と確認することとする。出資持分譲渡収入は、当該出資持分の取得のために発生したコストを控除した後、出資持分譲渡所得となる。企業は出資持分譲渡所得計算する時、被投資企業の未分配利益等株主の留保収益から当該項目の出資持分により分配可能となる金額を控除してはならない。

四、配当（訳注：以下「股息、紅利」を併せて「配当」という）等權益性投資収益収入の確認に関する問題

企業の權益性投資により取得する配当等の収入は、被投資企業の株主会または株主大会で利益配分または出資持分移転決定を行った日を以って収入の実現と確定することとする。

被投資企業は出資持分（株券）プレミアムにより形成された資本積立を資金に転換する場合、投資方企業の配当収入とはせず、投資方企業もまた当該項目長期投資の税額計算基礎を増加させてはならない。

#### 五、固定資産投入使用後の税額計算基礎の確定に関する問題

企業が固定資産を使用に供した後、工事代金を完済していないため全額の発票を未取得の場合、暫定的に契約で規定する金額に従って固定資産計税基礎に計上し減価償却を計上し、発票の取得を待って調整を行う。但し当該項目調整は固定資産を使用に供した後 12 か月以内に行わなければならない。

#### 六、免税収入に対応する費用控除に関する問題

《実施条例》第二十七条、第二十八条の規定に基づき、企業が取得する各項免税収入に対応する各コスト費用は、別途規定があるものを除き、企業課税所得額計算時に控除することができる。

#### 七、企業準備期間は損失年度として計算しない問題

企業が生産経営を開始した年度は、企業の損益計算を開始する年度である。企業が生産経営に従事する前の準備活動期間に発生した準備費用支出は、当期の損失として計算してはならず、《国家税務総局：企業所得税の若干税務事項の連続性問題に関する通知》(国税函[2009]98号) 第九条の規定にしたがい執行すること。

#### 八、出資持分投資業務に従事する企業業務の業務招待費計算の問題

出資持分投資業務に従事する企業(集团公司本部、ベンチャー投資企業等を含む)は、その被投資企業が分配する配当及び出資持分譲渡収入について、規定の比率にしたがい業務接待費の控除限度額を計算することができる。

国家税務総局

二〇一〇年二月二十二日

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司/佐々木 清美)